

IX 管理運営

【到達目標】

- ・理事長を中心として、機能的かつ効果的な大学運営及び法人経営を実現する。
- ・全学的審議機関と教授会の役割分担を明確にする。

公立大学は、平成16年4月から地方独立行政法人法に基づく大学運営を行うことが可能となり、本学も平成18年4月に公立大学法人となり、和歌山県立医科大学を設置したところである。

公立大学法人和歌山県立医科大学の設立者である和歌山県と本学は、昭和23年2月に本学が創設されて以来、法人化前の平成17年度までは、相互の役割を尊重し、きわめて良好な関係を構築してきた。

ただし、設置者が本学の自主、自立を尊重しつつ、管理するという関係にあり、機構改革、予算、施設整備等に係わる重要な決定事項については、本学の設置者であった県との協議、県の判断を必要としてきた。

公立大学法人は、自主・自律的であると同時に自らその業務実施に対する責任を負うことになっている。本法人も、設立者が策定している中期目標を達成するため、自ら計画を立て、事後にその成果について設立者から厳正な評価を受けて、公表することにより、その業務の公共性、透明性及び自主性を確保することが義務づけられている。

管理運営の面においては、とりわけ次の点が重要である。

- 一 学長を兼務する理事長を中心として、自主的・自律的に運営すること
- 二 経営に関する重要事項を審議する機関と並んで教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置すること
- 三 中期計画・年度計画を設定し、計画に基づく活動の成果を自己評価するシステムを採用すること

これらのことを行ことにより、公立大学法人としての公共性・公益性を確保しながら、大学運営・経営の効率化を図り、更なる教育・研究・診療機能の向上を目指すものである。

1 教授会

◎主要点検・評価項目（「(財)大学基準協会が示しているA群・B群等」以下同様）

- ・教授会の権限、特に教育課程や教育人事等において教授会が果たしている役割とその適切性
- ・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- ・学部教授会と評議員、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状】

本学は、医学部と保健看護学部の2学部をもつ医療・看護系大学なので、大学法人における

教学上の重要事項の最高審議機関は教育研究審議会であり、それぞれの学部の審議機関は教授会である。

和歌山県立医科大学医学部教授会規程及び同保健看護学部教授会規程第2条に、それぞれ教授会を組織することが規定されている。

それぞれの教授会は、専任の教授をもって組織され、教授会は、必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

それぞれの教授会は、次の事項を審議する。

- ①学部の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関すること
- ②学部の教育研究活動等の状況について当該学部が行う評価に関すること
- ③学部の教育課程の編成に関する事項
- ④学部の学生の入退学、試験、卒業、賞罰、その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- ⑤学生の福利厚生に関する事項
- ⑥学部の教員の選考及び昇任に関する事項
- ⑦学部規程等の制定改廃に関すること
- ⑧その他学部の教育又は研究に関する重要な事項

定例教授会は、毎月1回開催されるが、学部長が必要と認めた時は、臨時教授会を開催することができる。

教授会の議長は学部長をもって充て、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

なお、学部の運営に関し必要な事項を協議するため、それぞれの学部長のもとに運営協議会を置いている。

運営協議会は、原則として、教授会開催の1週間前に開催され、教授会に提案される審議事項、報告事項等の議題の整理及び重要案件の事前協議等を行うことになる。

この他、教授会の審議事項の基本方針や施策を検討するため、各種委員会を設置し、それぞれの教授会を支援している。

【点検・評価】

運営協議会や各種委員会は、教育及び研究等に関する重要な事項や新規の決定事項を審議する場として設置されており、そこでの検討結果を尊重した上で、それぞれの教授会において審議することとしており、この機能については、現在の組織で概ね果たされている。

ただ、教授会では、重要な事項に関して慎重な審議が求められるため、会議がやむを得ず長時間に及ぶこともあり、教授会の構成員にとっては、本来の教育及び研究等を行いながら、その役割と活動を果たすための負担は大きいものがある。

【改善・改革に向けた方策】

今後とも、教授会と教育研究審議会等との役割分担等について見直すべき点がないか継続的に検討し、一層組織体制の確立を図る。

また、各種委員会については、法人化後、その数が増加しており、今後その整理統合を視野に入れながら業務の効率化を検討しなければならない。

2 学長、学部長の権限と選任手続

◎主要点検・評価項目

- ・学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性
- ・学長権限の内容とその行使の適切性
- ・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性
- ・学部長権限の内容とその行使の適切性

(1) 学長の権限と選任手続

【現状】

公立大学法人和歌山県立医科大学定款第9条第1項には、「理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。」と規定しており、理事長（学長）は、大学全体の運営を統括し、また対外的に本学を代表する重責を踏まえたものである。

理事長は、中期目標・法人の中期計画を実現するため、強力なリーダーシップと経営感覚を十分に発揮するとともに、法人が設置する大学の学長となり、全学的な教育研究上の重要課題や学部の枠を超えた教育研究上の課題への対応など、大学運営に関する基本的な指針を学内外に明示し、大学改革推進の指揮を執っている。

学長の選任手続については、公立大学法人和歌山県立医科大学定款第10条第2項において、「理事長は、大学の学長となるものとする。」、また同条第3項では、「法人に、学長となる理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。」と規定している。

さらに公立大学法人和歌山県立医科大学理事長選考会議規程において、理事長選考会議に関し、必要な事項を定めている。

理事長選考会議は、大学の教育研究及び法人の経営の両面からの意見を反映させる必要があることから、教育研究審議会において選出された者5名及び経営審議会において選出された者5名で構成されている。

そのうち3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができず、その議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

なお、理事長選考会議における審議事項としては、

- ①理事長の選考、任期及び解任等の手続き等の決定に関する事項
 - ②理事長最終候補者の決定に関する事項
 - ③理事長の任期の変更決定に関する事項
- がある。

【点検・評価】

学長の権限と選任の手続きには問題点はなく、建学の精神を具現し、教学と管理運営に対し責任をもって当たり得る最適任者を選出しうる仕組みとなっている。

【改善・改革に向けた方策】

現状において、特に問題はない。

(2) 学部長の権限と選任手続

【現状】

学部長は、それぞれの学部の校務をつかさどり、教育研究上の重要課題への対応など、学部運営の指揮を執るものである。

学部長の選考については、和歌山県立医科大学医学部長選考規程及び同保健看護学部長選考規程により、それぞれの学部長の選考の手続き及び任期等について必要な事項を定めている。

また、同規程施行細則に基づき、それぞれの学部長候補者の選考等についても必要な事項を定めている。

これらの規程等には、

- ①学部長の任期が満了するとき
- ②学部長が教員としての定年に達したとき
- ③学部長が辞任を申し出たとき
- ④学部長が欠けたとき

に学部長候補者（学部の教授会の構成員）の選考を行うとされている。

また、選考の方法は、教授会の構成員と医学部又は保健看護学部の准教授及び講師による選挙により行う。

選挙は、投票権者の4分の3以上の投票により成立し、投票を行った結果、有効投票の過半数の得票者を当選者とする。

ただし、過半数の得票者がないときは、有効投票の最多数を得た者から2位までの者について、さらに投票を行い、その投票の最多数を得た者を当選者とする。

教授会は、当選者を理事長及び教育研究審議会に報告し、理事長がその報告に基づき学部長を決定する。

なお、学部長の任期は2年とし、再任を妨げないが、引き続き4年を超えることはできない。

【点検・評価】

学部長の権限と選任の手続きに問題点はなく、また選挙により選出されるため、それぞれの学部には学部の代表であるとの認識が高い。

【改善・改革に向けた方策】

学部長の選任手続の適切性及び妥当性は確保されているため、今後ともその継続を図りつつ、時に応じて問題点があれば解決していく。

3 意思決定

◎主要点検・評価項目

- ・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状】

本法人は、大学運営全体に関わる重要事項の審議・決定機関として、理事会を設置しており、定期的に開催するとともに、必要に応じて隨時開催している。理事会は、理事がそれぞれの専門分野の立場から理事長を補佐し、理事長がリーダーシップを発揮できる組織となっている。

教学事項に関しては教育研究審議会が最高の審議機関として役割を果たしている。

なお、理事長（学長）のリーダーシップの下、大学の法人化による経営的基盤の強化を図るとともに、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会を設置している。

両審議会は、事案に応じてそれぞれ審議を行い、法人としての意思決定のプロセスを担っている。

このように、意思決定プロセスは、教学事項に関しては教育研究審議会で審議され、また法人全体の管理運営に関する事項は理事会で審議・決定されることになっている。

【点検・評価】

理事会及び両審議会により役割分担されている教学と管理運営等のシステムは、適切に運営されている。

【改善・改革に向けた方策】

理事会及び両審議会での審議結果などの情報と、事務局の日常業務の中で蓄積された情報が、必要に応じて適切に共有されるよう、両者の連携をさらに緊密に図っていく。

4 全学的審議機関

◎主要点検・評価項目

- ・評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【現状】

(1) 理事会

法人における重要事項の最高審議・決定機関は理事会であり、公立大学法人和歌山県立医科大学定款第15条に、「法人に、理事長、副理事長及び理事をもって構成する理事会を置く。」と規定されている。

また、公立大学法人和歌山県立医科大学理事会規程において、その組織及び運営の方法等が定められており、その内容は、構成員の過半数が出席しなければ成立せず、その議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することとしている。

なお、理事会における議決事項としては、

- ①中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項
- ②地方独立行政法人法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ⑤その他理事会が定める重要な事項

があげられる。

大学運営における特定の重要な事項等を審議するために、定期的に理事会を開催している。

そこでの重要な事項等については、両審議会や両教授会へフィードバックし、学内の情報等を共有するようにしている。

このように、理事会が全学的な重要な事項等を協議し、理事長のリーダーシップを行使できる体制として、大学の大きな変革の時期における諸々の課題へ機敏に対応できるようにしている。

(2) 教育研究審議会

公立大学法人和歌山県立医科大学定款第21条に、「法人に、大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。」と規定されている。

また、公立大学法人和歌山県立医科大学教育研究審議会規程において、その組織及び運営の方法等を定められており、その内容は、

- ①学長となる理事長
- ②理事長が指名する副理事長又は理事
- ③学部長
- ④教育研究上の重要な組織の長のうち、理事長が任命する者

- ⑤教育研究審議会が定めるところにより理事長が任命する職員
 - ⑥法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究審議会の意見を聴いて理事長が任命するもの
- を構成員とし、会議は、構成員の過半数が出席しなければ成立せず、その議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- なお、教育研究審議会における審議事項等としては、
- ①中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
 - ②中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
 - ③学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - ④教員人事に関する事項
 - ⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - ⑥学生の円滑な修学等を支援するために必要な事項
 - ⑦学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - ⑧教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ⑨その他大学の教育研究に関する重要事項
- があげられる。

教育研究審議会は、大学の教育研究活動が自主的かつ自律的に行われ、その方針等を決定する機関として設置されている。

(3) 経営審議会

公立大学法人和歌山県立医科大学定款第18条に、「法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。」と規定されている。

また、公立大学法人和歌山県立医科大学経営審議会規程において、その組織及び運営の方法等を定められており、その内容は、

- ① 理事長
- ② 副理事長
- ③ 理事長が指名する理事及び議員
- ④ 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

を構成員とし、会議は、構成員の過半数が出席しなければ成立せず、その議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

なお、経営審議会における審議事項等としては、

- ①中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に

関するもの

- ②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ③学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ④予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ⑤組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑥その他法人の経営に関する重要事項等があげられる。

なお、大学の法人化による経営基盤の強化を図るとともに、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会を設置しているところであり、学外から広く斬新な意見を取り入れるため、経営審議会 10 名のうち、5 名を学外の委員としている。

【点検・評価】

理事会及び両審議会での審議案件の多くは、教授会や各種委員会で事前に審議・調整されてきたものである。

このシステム自体に大きな問題はなく、実質的な審議の多くが補助的審議機関である各種委員会でなされており、理事会での審議・決定が円滑に進められている。

一方、全学的な補助的審議機関においても、その数が多く、役職者が委員を多数兼任しているために、その役割を果たすための負担は大きいものがある。

なお、理事長の直轄組織として、企画戦略機構を設置し、本学における教育・研究等に関する方針、課題及び戦略を調査、研究及び企画立案を行っている。

【改善・改革に向けた方策】

全学的な補助的審議機関については、その数が減らず、今後その整理統合を進めていく必要がある。

5 教学組織と理事会との関係

◎主要点検・評価項目

- ・教学組織と理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状】

理事会は、法人における最高審議・決定機関として、大学全体にわたる重要事項等を審議・決定する。

そこでの審議・決定事項等については、教育研究審議会や両学部教授会へフィードバックし、学内の情報等を共有するようにしている。

【点検・評価】

理事会は教育研究審議会や両教授会といった教学組織における審議内容を基本的に尊重する姿勢をとっており、両者間の連携協力関係は良好な状況にある。

【改善・改革に向けた方策】

大学を取りまく環境が厳しくなっていく中で、理事会の役割が一層重要になっており、今後、理事会と教学組織との連携・協力を継続していく。

6 管理運営への学外有識者の関与

◎主要点検・評価項目

- ・公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

【現状】

学外から広く斬新な意見を採り入れるため、教育研究審議会及び経営審議会に学外の専門家を含めている。教育研究審議会において15名のうち1名を、経営審議会においては10名のうち5名を学外委員とした。

なお、法人の監事は、財務内容等の監査を含む業務の効率的かつ効果的な運営を確保するために全般的な監査を行い、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは、理事長又は知事に意見を提出することができるとしており、2名をいずれも学外有識者とした。

【点検・評価】

経営審議会委員の2分の1以上の5名、教育研究審議会委員に1名の学外の人材を登用しており、広い分野から十分意見を採り入れている。

【改善・改革に向けた方策】

学外から広く斬新な意見を採り入れるため、今後も経営審議会及び教育研究審議会に学外の専門家を含める。

7 大学院の管理運営体制

◎主要点検・評価項目

- ・大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性
- ・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性
- ・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状】

大学院の管理運営については、和歌山県立医科大学大学院学則の規定に基づき、大学院医学研究科に関する学事管理を行うため、本学に大学院医学研究科委員会を置いている。

この委員会は、大学院医学研究科を担当する本学医学部の教授をもって組織され、次の事項を審議する。

- ①大学院学生の入学、退学、休学及び除籍に関すること
- ②大学院学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関すること
- ③学科目に関すること
- ④試験に関すること
- ⑤学位論文審査及び学位の授与に関すること
- ⑥その他大学院研究科の学事に関する重要事項

また、この委員会は、毎月1回開催される医学部教授会後に引き続き開催されている。

なお、医学研究科長の選任については、和歌山県立医科大学大学院医学研究科委員会規程により、医学部長をもって充てる。ただし、医学部長が研究科を担当する教授でないときは、当該研究科の教授をもって充てることとしている。

【点検・評価】

大学院の管理運営体制は、適切に運営されており問題はない。また、学部長と研究科長の兼務は、本学の規模を考えると、学部と大学院の教学事項を統合的に把握し、推進することができるという点で長所となっている。

【改善・改革に向けた方策】

現在のところ、大学院の管理運営について、特に大きな問題は生じていない。

